

件 名

令和6年度12月補正予算案について

提出理由

教育委員会所管に係る令和6年度12月補正予算案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の意見を述べることについて、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

令和6年度12月補正予算案について、予算編成の日程上、緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

(財務課)

2 専決処理の状況

(1) 専決処理した意見に係る予算案 一般会計（教育委員会所管分） 歳出予算

補正前の予算額	4 4 5,	1 2 6,	2 2 3 千円
1 2 月補正予算案額（当初提出）		4 5 7,	6 8 1 千円
1 2 月補正予算案額（追加提出）	2,	6 7 7,	2 2 5 千円
計	4 4 8,	2 6 1,	1 2 9 千円

(2) 専決処理日

令和6年11月28日

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

<参考>

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

二 予算を定めること。

令和6年度12月補正予算案の概要（追加提出分）

教育局

一般会計

1 予算規模

補正前の額	445,126,223千円
補正額(当初提出)	457,681千円
補正額(追加提出)	2,677,225千円
補正後の額	448,261,129千円

2 歳出予算の主な内容

(単位:千円)

事業名	補正額	概要
給与費（小学校費）	1,013,237	人事委員会勧告に基づいた学校職員の給与改定に伴い、不足が見込まれる給与費を増額する。
給与費（中学校費）	1,042,531	
給与費（特別支援学校費）	621,457	